

請求の範囲

- [請求項1] メタノール濃度が8.0～600mg/L、全窒素量が0.3mg/100mL以上、及びアパラントエクス濃度が0.25～3.8質量%である、ビールテイスト飲料。
- [請求項2] メタノール濃度が8.0～600mg/L、全窒素量が0.3mg/100mL以上、及びアパラントエクス濃度が0.26～2.8質量%であって、非発酵ノンアルコールビールテイスト飲料である、請求項1に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項3] 全窒素量（単位：mg/100mL）とアパラントエクス濃度（単位：質量%）との比〔全窒素量/アパラントエクス濃度〕が、0.15～150である、請求項2に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項4] メタノール濃度が8.0～600mg/L、全窒素量が2.0mg/100mL以上、及びアパラントエクス濃度が0.25～3.8質量%であって、発酵ビールテイスト飲料である、請求項1に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項5] 全窒素量（単位：mg/100mL）とアパラントエクス濃度（単位：質量%）との比〔全窒素量/アパラントエクス濃度〕が、1.0～700である、請求項4に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項6] さらに安息香酸、安息香酸塩、及び安息香酸エステルから選ばれる保存料を配合してなる、請求項1～5のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項7] 苦味価が5～50BUsである、請求項1～6のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項8] 炭酸ガス濃度が、0.460質量%以上である、請求項1～7のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項9] 容器詰め飲料である、請求項1～8のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項10] 二炭酸ジメチルを配合してなり、全窒素量が0.3mg/100m

L以上、及びアパラントエキス濃度が0.25～3.8質量%である、ビールテイスト飲料。

[請求項11] 二炭酸ジメチルを配合してなり、全窒素量が0.3mg/100mL以上、及びアパラントエキス濃度が0.26～2.8質量%であって、非発酵ノンアルコールビールテイスト飲料である、請求項10に記載のビールテイスト飲料。

[請求項12] 二炭酸ジメチルを配合してなり、全窒素量が2.0mg/100mL以上、及びアパラントエキス濃度が0.25～3.8質量%であって、発酵ビールテイスト飲料である、請求項10に記載のビールテイスト飲料。

[請求項13] メタノール濃度が8.0～600mg/Lである、ビールテイスト飲料。

[請求項14] メタノール濃度が8.0～600mg/Lであって、非発酵ノンアルコールビールテイスト飲料又は発酵ビールテイスト飲料である、ビールテイスト飲料。

[請求項15] 請求項1～14のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料を製造する方法であって、二炭酸ジメチルを添加する工程を有する、ビールテイスト飲料の製造方法。